

令和 7 年度版『年金の受け方』【追補】

令和 7 年 8 月 1 日から高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更されました。

60 歳以降も引き続き働く場合（5 頁）

「賃金下がると高年齢雇用継続給付を受けられます」における「●受給できる条件は…」の下線部の記述が下記のとおり変わりました。

（変更前）・賃金が 376,750 円（令和 6 年 8 月 1 日～）未満

（変更後）・賃金が 386,922 円（令和 7 年 8 月 1 日～）未満